

保険2（損害保険）問題

1. 次の空欄を適当な語句で埋めよ。（20点）

- (1) 損害保険会社の資産運用成果を明確に示し、期間収益の明瞭性を高めるため、の総額とその別内訳を開示している。
- ただし、損害保険会社の場合、事業損益においてを計上する関係から、損益計算書本体においての総額とその内訳を開示することが困難であるので、として表示している。
- (2) 今般の保険業法の改正により、旧業法の保険業法第86条準備金は、新業法第115条においてとして改められ、新たに、、取崩基準が設定されることとなった。
- (3) 保険業法の改正にあたり、保険会社のの充実を図り、保険制度全般にわたっての確立に資するよう努めること、また、保険会社の経営の健全性を表す一つの指標であるについては、早期にその定着を図るとともに、将来その結果の公表を行う方向で検討することが求められた。

2. 初年度収支残高の意義を述べよ。また、初年度収支残高の計算における分割払契約にかかる調整の考え方を説明せよ。（20点）

3. 次の Loss Development に基づき各問に答えよ。ただし、N-7年度以前の保険金、支払備金は無いものとする。解答用紙には計算過程も記載すること。(20点)

事 故 年 度		決 算 年 度							
		N-6	N-5	N-4	N-3	N-2	N-1	N	N+1
N-6	累計支払保険金	1,500	5,000	7,200	8,600	9,200	9,300	9,300	
	普通支払備金	6,100	3,900	1,900	600	50	0	0	
	発生保険金	7,600	8,900	9,100	9,200	9,250	9,300	9,300	
N-5	累計支払保険金		1,800	6,100	8,750	10,450	11,200	11,300	
	普通支払備金		7,450	4,700	2,250	700	100	0	
	発生保険金		9,250	10,800	11,000	11,150	11,300	11,300	
N-4	累計支払保険金			2,150	7,300	10,500	12,550	13,400	
	普通支払備金			8,900	5,600	2,650	750	100	
	発生保険金			11,050	12,900	13,150	13,300	13,500	
N-3	累計支払保険金				2,500	8,500	12,300	14,650	
	普通支払備金				10,400	6,550	3,050	950	
	発生保険金				12,900	15,050	15,350	15,600	
N-2	累計支払保険金					3,000	10,200	14,800	
	普通支払備金					12,100	7,800	3,650	
	発生保険金					15,100	18,000	18,450	
N-1	累計支払保険金						3,300	11,100	
	普通支払備金						13,500	9,000	
	発生保険金						16,800	20,100	
N	累計支払保険金							3,700	
	普通支払備金							15,200	
	発生保険金							18,900	
N+1	累計支払保険金								
	普通支払備金								
	発生保険金								
合 計	当年度支払保険金	1,500	5,300	8,650	11,700	14,500	17,200	19,400	21,000
	当年度末支払備金	6,100	11,350	15,500	18,850	22,050	25,200	28,900	30,000

(1) N年度末におけるIBNR備金「要積立額a」(統一経理基準の規定による)を求めよ。

(2) N+1年度中の支払保険金およびN+1年度末の支払備金積立額がそれぞれ21,000、30,000であることがわかった段階において、N+1年度末におけるIBNR備金「要積立額a」はどのような式で表されるか。

4. 損害保険会社における異常危険準備金の意義を述べ、さらに、現行の異常危険準備金制度に関し検討を要する事項をなるべく数多く挙げ、その課題を整理するとともに所見を述べよ。(40点)

保険 2 (損害保険) 解答例

問題 1

- (1) 1 資産運用収益 2 資産源泉別 3 積立保険料等運用益
4 損益計算書の注記
- (2) 5 価格変動準備金 6 積立基準 7 積立限度
- (3) 8 ディスクロージャー 9 自己責任原則 10 ソルベンシー・マージン制度

問題 2

(1) 初年度収支残高の意義

初年度収支残高は、未経過責任に対する期待値としての普通責任準備金を構成している。すなわち、責任準備金算出方法書により、未経過保険料と初年度収支残高のいずれか大なる方を普通責任準備金として積み立てることとされている。

初年度収支残高は、保険業法施行規則第 33 条、第 34 条の定めによるものであり、当年度勘定保険料（ネット）から、当年度勘定保険金（ネット）、当年度勘定返戻金、当年度勘定支払備金及び当年度に計上した事業費を控除したものである。

初年度収支残高を積み立てる場合、当該年度契約に係る損益は初年度においては認識されず翌年度において初めて認識されることとなる。すなわち、初年度収支残高は 2 年間で締め切る契約年度別収支計算法による責任準備金といえる。

また、初年度収支残高は、保険事故発生の偏りや I B N R を反映した責任準備金として未経過保険料を補完し、損害保険会社の支払責任を担保していると考えられる。

(2) 分割払契約にかかる調整

初年度収支残高の算出に使用する当年度勘定保険料には、前年度以前契約の回払契約で当年度に収入する保険料が含まれている。そのため、前年度以前契約にかかる保険金の一部を当年度勘定保険金に加えて、収支の対応を図ることとしている。

この調整については、国税庁と確認のうえ、統一経理基準に定められており、当年度勘定保険金に加える金額の計算方法は、概略以下のとおりとなっている。

当年度計上の前年度契約にかかる発生保険金に、回払の割合と回払の種類に対応した所定の率を乗じて得られる額。また、長期総合保険等にあつては、前年度以前契約にかかる当年度発生保険金に、回払の種類に対応した所定の率を乗じて得られる額。

問題 3

(1) 3, 9 1 2

前年度以前 3 年度の I B N R 備金積立所要額は、

$$(19,400 + 28,900 - 18,900 - 25,200) + (17,200 + 25,200 - 16,800 - 22,050) \\ + (14,500 + 22,050 - 15,100 - 18,850) = 10,350$$

当年度も含む直近 3 年度の発生損害増加率は、

$$(18,900 + 16,800 + 15,100) \div (16,800 + 15,100 + 12,900) \approx 1.13393$$

よって「要積立額 a」は、

$$10,350 \times 1/3 \times 1.13393 \approx 3,912$$

$$(2) \quad (29,850 - x) \times 1/3 \times (x + 35,700) / 50,800$$

但し、x は N + 1 事故年度の N + 1 決算年度発生保険金とする。

前年度以前 3 年度の I B N R 備金積立所要額は、

$$(21,000 + 30,000 - 28,900 - x) + (19,400 + 28,900 - 18,900 - 25,200)$$

$$+ (17,200 + 25,200 - 16,800 - 22,050) = 29,850 - x$$

当年度も含む直近 3 年度の発生損害増加率は、

$$(x + 18,900 + 16,800) / (18,900 + 16,800 + 15,100) = (x + 35,700) / 50,800$$

よって「要積立額 a」は、

$$(29,850 - x) \times 1/3 \times (x + 35,700) / 50,800$$

問題 4

(1) 異常危険準備金の意義

損害保険会社における異常危険準備金は、大数の法則が機能しない危険に対する責任準備金としての意義を持っている。

損害保険事業は、取り扱う危険の種類が多く、保険事故の発生形態も様々である。発生頻度は少ないが一旦事故が起こると巨大損害となる危険や、同質の契約数が少ないために十分な母集団を構成しない危険等については、短期間で大数の法則が働かないために事業収支が不安定になりがちである。異常危険準備金は、每期所定額を積み立て、異常災害が発生した年度に取り崩す仕組みから、こうした大数の法則がうまく働かない危険に対し収支を安定させる機能があり、損害保険事業にとって必要不可欠な責任準備金として位置付けられている。

次に、異常危険準備金には、損害保険会社の当期利益を平衡させ安定的な事業運営に資するという意義がある。異常危険準備金制度においては、所定の損害率を超過した損害を異常災害として捉えているため、その取崩は巨大損害が発生して損害率が悪化した場合に限らず、自然環境や社会環境の変化のような危険の構造の変化により損害率が悪化した場合にも機能し、収支の安定が図られる仕組みとなっている。

実際、異常危険準備金が潤沢にある限り、保険会社は每期所定の損害率（火災、自動車等は 50%、船舶等は 80%）以下で決算を行っていることと同じであり、損害率の悪化は直接的に当期利益の変動要素とならない。

(2) 検討を要する事項

現行の異常危険準備金制度に関し、検討を要する事項として、例えば次のようなものが挙げられる。

① 繰入

繰入について検討すべき事項として、繰入率の多様化、弾力化が挙げられる。

繰入率の多様化については、火災保険の繰入率を責任準備金算出方法書上一段引き上げたよ

うに、種目の特性に合わせた繰入率の見直しが検討されるべきであろう。その際、繰入率決定の根拠を明確にし、継続性や最低限の繰入率の確保といったことに留意すべきである。

次に、繰入率の弾力化については、150%の割増繰入や特認積立が認められているが、継続性の確保に配慮しつつ、計画的に積み立てることを条件に、自由度の増加、許認可基準の緩和について検討されるべきと思われる。

②残高

残高について検討すべき事項として、残高の水準、再保険等との関係、積立限度等が挙げられる。

残高水準については、各種目の特性から必要とされる異常危険準備金の残高を検討したうえで、適正な水準を確保するための方策（繰入率や取崩基準の見直し等）が検討されるべきである。

また、異常危険準備金の必要性は会社の保有する危険と対応するので、再保険政策やソルベンシーの状況等と関連付けて、適正な水準を判断しなければならない。

さらに、積立限度は、地震、原子力及び船舶、航空以外の種目では、一律に正味保険料の100%と規定されているが、巨大災害の発生する恐れのある種目については、現状の限度額まで積み立てたとしても異常危険準備金が不足することが考えられることから、画一的な基準でなく、種目の特性に合わせた積立限度が導入されるべきであろう。

③取崩

取崩について検討すべき事項として、グループ計算、取崩水準、損害率の捉え方等が挙げられる。

取崩計算において、グループ計算が行われているが、火災グループ、自動車グループについては含まれる種目数も多く、異なる特性のものを同一グループとして取り扱うことが良いかどうか検討の余地がある。

また、取崩水準が画一的に定められているが、予定損害率等を考慮しグループを細分化する等取崩水準を見直すことも考えられよう。

取崩の基準となる損害率の計算方法については、現在ペイド・ツー・リトン・ベースに準じたものとなっているが、発生ベースの観点から、インカード・ツー・アード・ベース損害率の採用についても検討されるべきであろう。

④料率

料率との関係について検討すべき事項として、異常危険ファンド、予定損害率等が挙げられる。

保険料率上の異常危険ファンドと毎期の繰入率との間に整合性が確保されるよう検討すべきである。特に火災保険の風水災ローディングのように、料率に織り込まれた巨大災害ファンドについては、制度上、繰入率との整合性や、別枠での積立て等について検討されるべきであろう。また、異常危険ファンドを特に設けていない種目については、利潤部分から異常危険準備金を積み立てている現状にあるが、本来はきちんとそのファンドを料率に織り込むべきであろう。

次に、予定損害率との関係では、取崩基準となる損害率と予定損害率の整合性を取ることや、

予定損害率に基づいてグループ分けを見直すこと等について検討すべきと思われる。

⑤税務

異常危険準備金の税務上の取扱いは、無税積立が一部の種目しか認められず10年洗替制度があることや、租税特別措置法における例外規定としてそれが定められていることなど、かなり限定的なものとなっている。

また、繰入率も過去一貫して引き下げられてきており、これにつれて異常危険準備金の残高率も大幅に低下してきている。

異常危険準備金は、損害保険事業の特性から必要とされる固有の責任準備金であり、保険金支払いに万全を期すために必要不可欠な制度として、今後とも関係各方面に無税積立の拡大を働きかけていかなければならない。

⑥事業損益計算

事業損益計算との関係では、異常災害の発生により大幅に支払保険金が増加しても、異常危険準備金の取崩によって相殺されるため、直接業績に反映しないという解りにくい状況を生み出している。さらに、異常危険準備金取崩額が損益計算上表示されていないことも、解りにくさを増大させていると考えられる。

また、有税残高を取り崩す場合は、当期利益ベースで中立となるよう税金相当額を控除して取崩額を算出するため、無税残高を取り崩す場合に比べ、みかけの事業損益が悪く表示されるという面もある。

⑦その他

現行の異常危険準備金制度は、税法と責任準備金算出方法書の両規定に従うように定められていることから、計算が複雑で解りにくいものになっている。また、異常危険準備金の計算に用いる保険料・保険金について、公表されている正味収入保険料・正味支払保険金と一部取扱いが異なっていることも、一般には理解し難いものと思われる。

こうした点を改善し、より簡明な制度としていくことを検討するとともに、適切なディスクロージャーを行ない、制度の透明性を高めることが望まれる。

その外、異常危険準備金はソルベンシー・マージンの一項目とされているが、今後ソルベンシー・マージン制度が定着・発展するなかで、支払能力を確保するための枠組み全体との関連で、異常危険準備金制度を見直すことも必要であろう。